

中間市子どもを守る条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、市、保護者、市民等及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防から虐待発生時の早期発見、迅速かつ適切な対応、虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで切れ目ない支援を行うことにより、子どもが健やかに成長できる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条の児童をいう。
- (2) 虐待 法第2条の児童虐待をいう。
- (3) 保護者 法第2条の保護者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住する者、市内において就業し、又は就学する者並びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいう。
- (5) 関係機関等 学校、幼稚園、保育所、認定子ども園、地域型保育事業所、医療機関その他子どもの福祉に職務上関係のあるものをいう。

(基本理念)

第3条 子どもを虐待から守ることは、虐待が子どもの心身の健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を与える人権侵害行為であることを踏まえ、子どもの年齢及び発達に応じ、その意見を尊重するとともに、子どもの安全の確保並びに最善の利益を守ることを旨として、その責務に応じ、地域社会の力を結集した取組として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先するものとする。

2 市は、虐待を防止するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1) 虐待の予防に関すること。
- (2) 通告（法第6条の通告をいう。以下同じ。）をしやすい環境づくりに関すること。
- (3) 虐待を受けた子どもとその保護者への支援等に関すること。
- (4) 虐待を受けた子どもの家庭復帰及び自立に係る支援に関すること。

3 市は、前項各号に掲げる施策を体系的に行うため、児童相談所（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第12条第1項の児童相談所をいう。以下同じ。）その他の関係機関等と連携し、虐待予防のための対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目のない支援を受けられる体制を整備するものとする。

4 市は、保護者、市民等及び関係機関等が虐待について相談し、及び支援を求めやすい環境づくりに努めるものとする。

5 市は、子どもの人権、虐待予防のための母子保健施策、子育て支援施策及び通告の義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

6 市は、要保護児童対策地域協議会（児福法第25条の2第1項の要保護児童対策地域協議会をいう。）その他虐待、虐待の予防等子どもの健やかな成長に資する情報の共有を図る体制を構築するよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第5条 保護者は、子育てを行うに当たっては、児福法第2条第2項の趣旨を踏まえ、市による指導及び支援並びに関係機関等による助言その他子育てに関する知識の習得並びに必要に応じた子育ての改善等に努めなければならない。

2 保護者は、法第14条の趣旨を踏まえ、子どもの健やかな成長を阻害するような身体的又は精神的な苦痛を与える行為を行ってはならない。

3 保護者は、子育てについて困難が生じ、又は悩みや不安を感じたときは、市や地域に支援を求める等保護者自身の心身の安定を図るよう努めなければならない。

（市民等の責務）

第6条 市民等は、市が実施する虐待の予防及び早期発見その他虐待の防止に係る施策に協力するとともに、保護者が安心して子育てができるよう、市や関係機関等への協力及び連携等子どもが健やかに成長できる地域社会を推進するために積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 市民等は、通告に加え、子育てに不安を抱える家庭や心配な家庭を発見したときは、法第4条第8項の趣旨を踏まえ、市や児童相談所に情報を提供するよう努めなければならない。

（関係機関等の責務）

第7条 関係機関等は、法第5条第1項に基づく虐待の早期発見に努めるとともに、子どもの心身の状況を観察し、子どもの安全の確認及び確保に努めなければならない。

2 関係機関等は、通告及び前条第2項の規定による情報の提供を適切に行うため、日頃から虐待対応への意識の向上を図るとともに、組織全体の共通認識の下に、組織的に対応しなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。